

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 6 月 30 日

評価対象事業	環境	-	24	環境センター収集事業				☐ 法定受託事務
所管課	環境部 環境センター				評価者	環境センター課長 鈴木 真理		
一般	会計	款	20	項	10	目	10	
総合計画上の位置付け	分野名	生活環境			施策の方針名		3Rの推進・ごみの適正処理	

1 事業の目的

対象	市民等	意図	一般廃棄物の適正な処理のため。
効果	生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。		

2 事業工程と運営資源配分

☐ 単年度事業 ☐ 終期のある事業 （事業終了予定年度： 年度） ☒ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	・ごみ収集運搬事業（鎌倉市全域） ・ごみ収集・分別・資源化指導啓発事務 ・清掃車両整備・管理事務	・声かけふれあい収集 ・ごみ収集・分別・資源化指導啓発事務 ・清掃車両整備・管理事務	・声かけふれあい収集 ・ごみ収集・分別・資源化指導啓発事務 ・清掃車両整備・管理事務
予算額（千円）	16,851	15,348	
国県支出金			
地方債			
その他			
一般財源	16,851	15,348	0
当初人員配置数	36.8	34.4	0.0
人件費（千円）	292,694	266,914	0
事業実績	・ごみ収集運搬事業（鎌倉市全域） ・ごみ収集・分別・資源化指導啓発事務 ・清掃車両整備・管理事務		
決算額（千円）	12,277		
国県支出金			
地方債			
その他			
一般財源	12,277	0	0
人員配置実績数	36.8	0.0	0.0
人件費（千円）	284,108	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標		単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9
	指標名					（上段実績、下段経費（千円））		
活1	実績につながる活動							

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	・クリーンステーションの巡回や予防保全型の車両管理のため、数値を評価基準とするのはなじまない。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結果指標No （最大3つ）
成1								

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	・クリーンステーションの巡回や予防保全型の車両管理のため、数値を評価基準とするのはなじまない。
活動結果指標と成果指標結果の比較分析（寄与度）	

5 評価結果

評価	妥当性	事業に対するニーズ	☐ 増えている	☒ 変わらない	☐ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	☒ 市	☐ 国・県	☐ 民間事業者 ☐ なし
	有効性	事業の成果	☒ 十分に出ている	☐ 概ね出ている	☐ 出していない
	効率性	事業費削減余地	☐ ある	☒ なし	
		関連・類似事業との統合	☐ できる	☒ できない	
	公平性	受益者負担	☒ 導入済	☐ 導入予定	☐ 導入できない
方向性		評価実施年度の方向性 ⇒	評価実施翌年度以降の方向性		
	事業内容の方向性	☐ 事業内容は現状通り ☒ 事業内容は見直し済 ☐ 事業を休止又は廃止済 ☐ 他事業と統合済	⇒	☒ ① 事業内容は現状通りとする ☐ ② 事業内容は見直す → ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他 ☐ ③ 事業は休止又は廃止する ☐ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合	
	予算規模の方向性	☒ 予算規模は現状維持 ☐ 予算規模は拡大済 ☐ 予算規模を縮小済	⇒	☒ ① 予算規模は現状維持とする ☐ ② 予算規模は拡大する ☐ ③ 予算規模は縮小する	

今後の取組方針 (見直し方針)	課題への対応		結果	具体的な内容	
	前年度の新たな課題への対応結果		解決	令和7年7月の事務所移転に伴い収集事務体制を限られた職員で組み直し効率的な業務体制を構築した。	
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題		新たな課題あり	本事業を担う技能労務職員については退職者不補充であることから、減員に応じた収集業務の維持構築が課題となっている。	
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性		新規事業の必要性あり	体制維持のための制度が必要である。	
	総評	このままでは現職員の業務ノウハウや市民との信頼関係が退職により失われるため、将来のごみ収集事業に不安が生じることから、職員を新規採用し業務等の継承を図る必要がある。			上位施策への寄与度 A

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績									

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	廃棄物処理法において一般廃棄物の収集運搬は市町村の義務であるとされています。また、各市町村の地理的条件、集積所の配置、収集品目、収集頻度等が異なるため、単純な他市比較には馴染まないものです。
----------------------	---